

# 1章 高齢者保健福祉計画の基本理念

---

## 第1節 基本理念及び基本目標

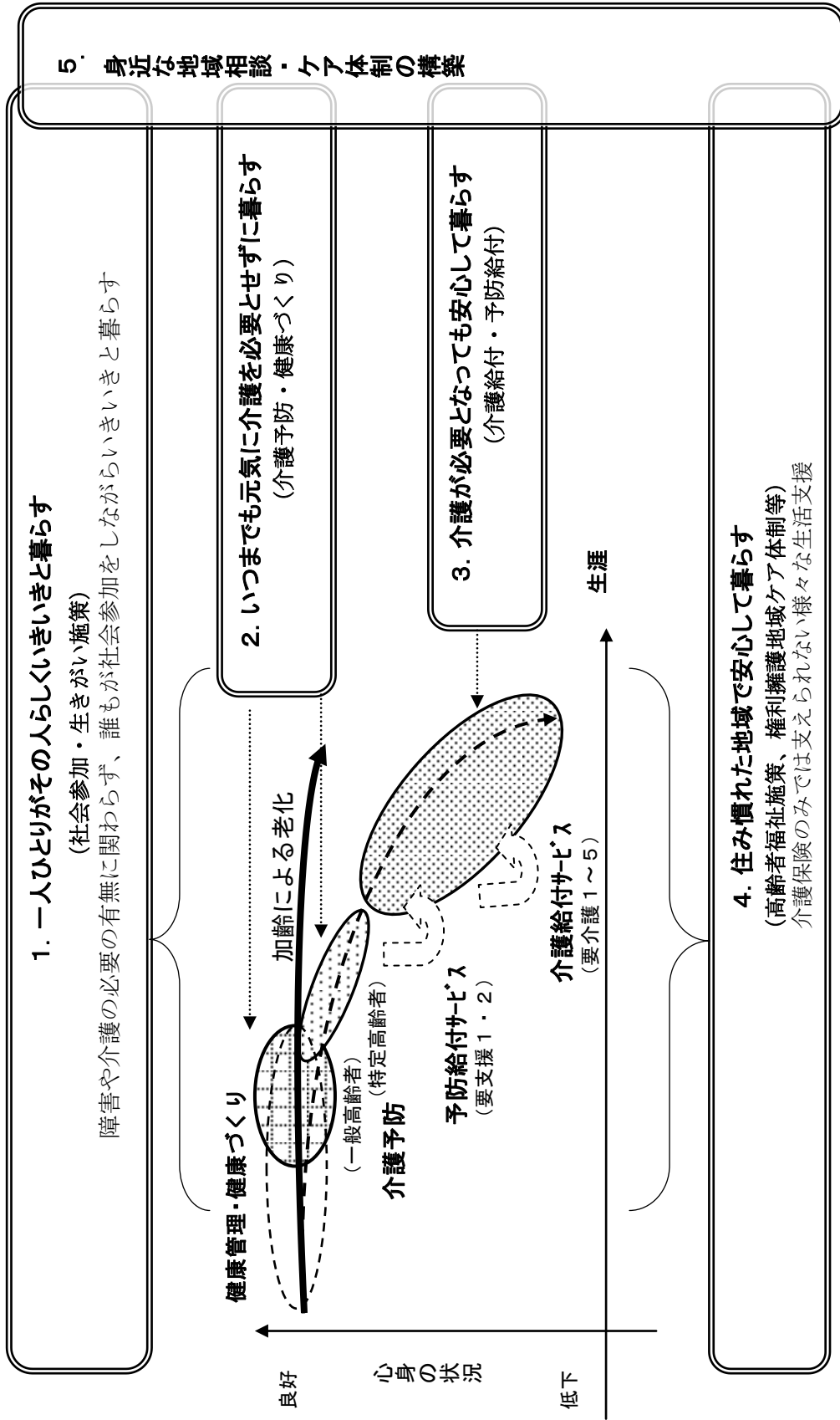
平成12年に策定された清瀬市高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）の基本理念を継承し、引き続き『高齢者が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を送れるよう、健康でいきいきと暮らしていけるまち』の実現を目指します。

### ■基本目標（方針）

第4期の基本目標については、計画策定委員会における審議検討を踏まえるとともに、国連の提唱する高齢者のための5原則である、「自立」「参加」「ケア」「自己実現」「尊厳」の増進を図るため、次のように決めました。

なお、この目標は、市の高齢福祉施策の基本目標であるとともに、市民一人ひとりの目標でもあります。

1. 一人ひとりがその人らしくいきいきと暮らす
2. いつまでも元気に介護を必要とせずに暮らす
3. 介護が必要となっても安心して暮らす
4. 住み慣れた地域で安心して暮らす
5. 身近な地域相談・ケア体制の構築



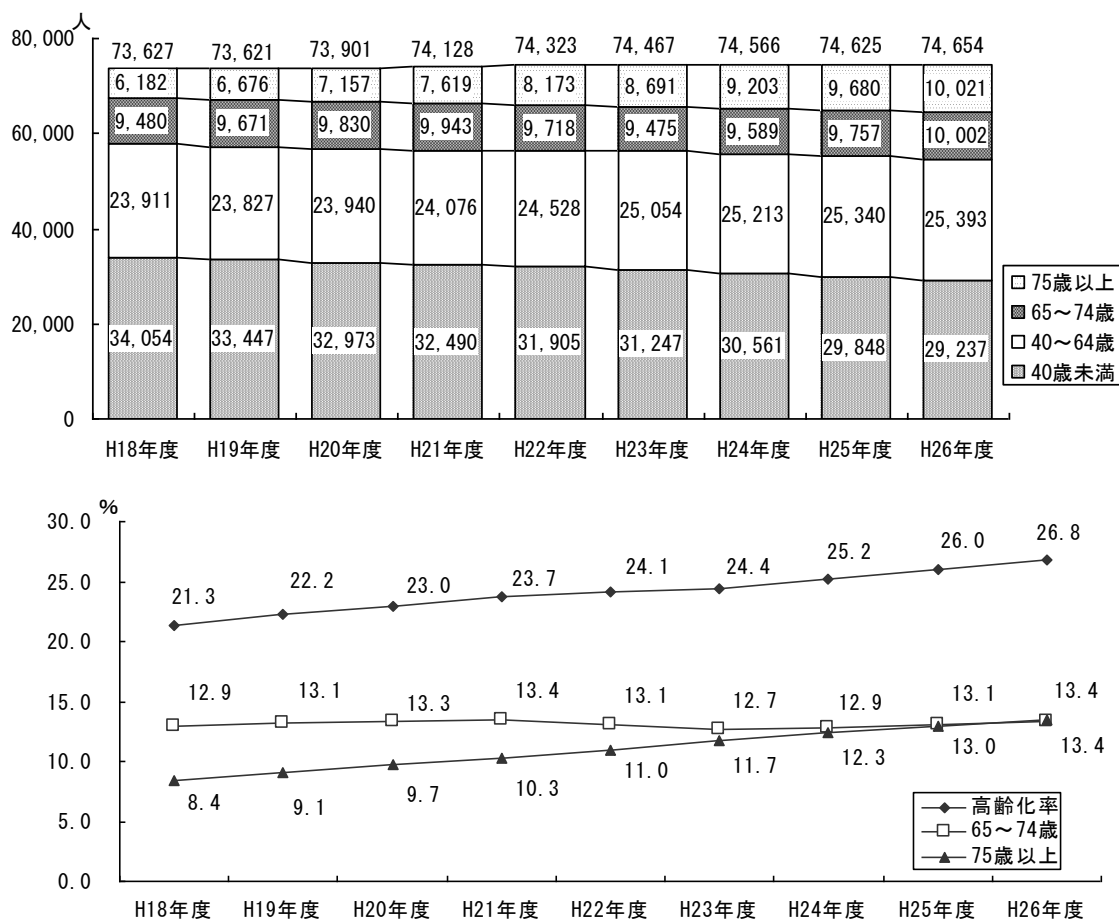
5. 身近な地域相談・ケア体制の構築

## 第2節 計画対象人口の推計

本計画の計画期間である平成21(2009)年度～平成23(2011)年度の高齢者数は18,000人前後、高齢化率は24～25%程度で推移することが予想されます。

高齢者人口を年齢区分(65～74歳、75歳以上)で見ると、75歳以上の人口が増加し、平成26年度には、65～74歳の人口と同程度となり、約10,000人(総人口比13.4%)になることが予想されます。

図表1 高齢者人口・比率の推計



※本推計は、住民基本台帳人口(平成16年～19年の各10月1日時点)を基に、コーホート変化率法により算出しました。

\*コーホート変化率法: コーホートとは、同年(又は同期間)に出生した集団のことをいい、コーホート法とはその集団ごとの時間変化を軸に人口の変化を捉える方法をいいます。コーホート変化率法は2時点におけるコーホートの変化率を用いて推計していきます。

## 第3節 前期計画の評価と高齢者施策・介護保険サービスの課題

### 1. 第3期計画の評価

#### ○介護予防事業

- ・介護予防特定高齢者は、計画で想定した割合よりも低く、介護予防事業の参加者が少ない状況でした。このことは、本市に限らず全国的な課題となっていますが、一方で、本市においては、従来からの健康づくり活動が介護予防事業の役割を担っている面もあります。

#### ○介護保険サービス（介護給付・予防給付）

- ・平成18、19年度の介護予防給付サービスの実績は、見込量よりも低い状況にあります。要因のひとつは、要介護（支援）認定者のうち、サービスを利用している割合が7割程度と低いことがあげられます。
- ・介護老人福祉施設等の介護保険施設については、第3期計画の見込値を上回っているものの、待機者の解消には至っていません。一方、平成18年度から創設された地域密着サービスについては計画通り整備が進みませんでした。

#### ○地域支援事業

- ・平成18年度から新たに創設された地域包括支援センターについては、市の直営と委託方式により2箇所整備し、関係機関などとの協力体制を図りながら地域支援に努め一定の成果をあげてきましたが、市民への周知や地域団体との連携などの課題も残されています。

#### ○その他

- ・地域包括支援センターにおける総合相談や、きよせ権利擁護センターでの権利擁護の取り組みが進められてきましたが、成年後見人との連携や高齢者虐待防止活動など、さらなる推進が必要です。

### 2. 現状と課題

介護保険サービス等の利用状況やアンケート調査結果等から、以下の通り課題を整理できます。

#### ○生きがいづくり、健康づくりや介護予防の推進

- ・要介護認定者比率は、全国平均、東京都平均と比べて低い状況にあることから、できるだけ要介護状態にならないように、健康づくり、介護予防の取り組みをさらに推進していく必要があります。
- ・元気回復事業（介護予防事業）に対し、「自宅から近いこと」「費用負担が少

ないこと」「参加しやすい時間帯」などが求められています。

- ・老人クラブ等の活性化や、趣味や社会活動などの生きがいをづくり施策の充実が求められています。

#### ○相談体制の充実、わかりやすい情報提供

- ・困った時の身近な相談体制が求められています。
- ・介護保険等に関する分かりやすい情報提供が求められています。
- ・地域包括支援センターのPRが必要です。

#### ○地域特性を踏まえ、事業者との連携による介護サービス基盤の整備

- ・地区により高齢化率の違いがみられます。
- ・介護保険施設・サービス事業者等の地域的な偏りがみられます。
- ・第3期計画期間において整備が進まなかった小規模多機能居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設等の整備を進めるためには、事業者と連携が重要です。
- ・在宅サービスの充実に向けて、市の特徴である充実した医療や福祉施設等の社会資源を活かし、医療・福祉の関係機関などとの連携による総合的なサービス提供体制の充実が求められています。

#### ○高齢者の生活全般を支える支援

- ・要介護認定者の家族は、「家を空けられない」「身体的につらい」「自分の時間がない」「予定が立てられない」などの負担を抱えています。
- ・緊急通報システムの貸与、火災安全システム（火災警報器）の給付、家具転倒防止取り付けなど、安心して在宅生活がおくれるサービスに対するニーズが高くなっています。

#### ○高齢者を地域で支えるしくみづくり

- ・地域で手助けできることとして、一般高齢者の6割以上が「安否確認や声かけ」をあげていることから、地域の力を活かし、一人暮らし高齢者等を支援していくしくみが必要です。

## 第2章 高齢者がいきいき暮らせるための施策の展開

### 第1節 一人ひとりがその人らしくいきいき暮らすために

#### 《基本的考え方・目標》

- 地域での交流や趣味を楽しみながら、いつまでも元気で暮らせるようにする
- 介護や手助けが必要な人も、趣味を楽しみ、地域活動に参加しながらいきいきと暮らせるようにする
- 経験や能力を地域で活かす場があり、地域活動の担い手となるようにする
- 老人クラブ、シルバー人材センター等の活動を通じて健康増進や生きがいづくりにつなげる
- 生涯学習等と連携による生きがいづくり、健康づくりを推進する

いきいきと暮らすために、地域交流の機会や場の充実、就労の機会の充実、生涯学習の機会の充実を図っていきます。

#### 1. 地域で交流しながらいきいきと暮らす

##### (1) 団体助成・活動支援

- ・老人クラブ(友愛活動、健康づくり、奉仕活動、会員同士の助け合い活動)
- ・シルバー人材センター
- ・NPO団体等

##### (2) 地域交流、参加の機会の充実

- ・世代間交流(保育園、小学校との交流等)
- ・敬老大会
- ・長寿者祝い訪問等(福祉施設入所者交流等)

##### (3) 交流の場の充実

- ・老人いこいの家
- ・老人福祉センター

## 2. 技能や経験を活かし、教養を高めていきいきと暮らす

### (1) 就労支援、経験や能力の活用場の充実

- ・シルバー人材センター
- ・シルバーボランティア
- ・介護サポーター
- ・小中学校や保育園等での地域文化等の伝承

### (2) 生涯学習環境の充実

- ・各種生涯学習事業（生涯学習スポーツ課）
- ・出前講座
- ・図書館等の生涯学習の場

### (3) スポーツ・レクリエーション環境の充実

- ・各種スポーツ大会
- ・体育館、運動場等の運動施設
- ・軽スポーツや体操の普及

#### \*\*\*「スポーツ大会」\*\*\*

老人クラブでは、年2回スポーツ大会や体力測定を実施しています。

会場では、グランドゴルフ・ペタンク・輪投げ等の種目に多くの会員が参加し練習成果を発揮しています。

会員の皆さんは、「元気が何より」と各クラブで楽しいスポーツ・演芸・趣味活動などへ積極的に参加しています。



<老人クラブ スポーツ大会の様子>

一人ひとりがその人らしくいきいき暮らすために

#### 《市民の役割・一人ひとりができること》

- ・地域や趣味の仲間をつくろう！
- ・趣味や好きなこと、夢中になれることに取り組もう！
- ・自分なりの目的をみつけて、日々を過ごそう！
- ・毎日ごろごろ・閉じこもりは不健康 社会貢献ボランティアで心身充実

## 第2節 いつまでも元気に介護を必要とせずに暮らすために

### 《基本的考え方・目標》

- できるだけ要介護状態とならないように介護予防に取り組む
- 楽しく介護予防に取り組めるようにする
- 一人ひとりが「介護」「認知症」「転倒・骨折」について意識し、予防に取り組む
- 具体的な目標を設定した介護予防に取り組む

### 1. いつまでも健康で過ごすために

「高齢者の医療の確保に関する法律」の施行に伴い「老人保健計画」は、任意計画となりましたが、介護予防などとの関連が大きいことから、健康増進計画と連携を図りながら健康づくりを総合的に進めていきます。

#### (1) 知識の普及啓発・地域での活動支援

適度な運動、バランスのとれた栄養摂取・休養といった心身の健康づくり「一次予防」に心がけていくよう、知識の普及啓発を進めます。

- ・健康まつり
- ・健康大学の講演会等
- ・各種健康講座等の開催
- ・保健師等による地域活動支援

#### (2) 健康づくりの機会と場の充実

健康づくりに携わる市民の交流の場を設け、心とからだの健康づくり活動を展開します。

- ・体力テスト
- ・健康増進室（トレーニング）
- ・体力相談
- ・リズム体操
- ・腰痛・骨粗しょう症等予防教室
- ・歯の健康教室
- ・高齢者の食事教室
- ・ヘルシークッキング教室
- ・健康体操、各種体育講座



### (3) 特定健康診査等実施計画の推進

「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、40歳から74歳までの人を対象とするメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した特定健康診査等の実施が義務付けられました。このことを受けて清瀬市では、国民健康保険加入者の生活習慣病健診と保健指導などの実施に関する「特定健康診査等実施計画」を作成しました。この計画に基づき健康管理を推進していきます。75歳以上の方の健康管理についても後期高齢者医療健康診査などにより推進していきます。

## 2. できるだけ要介護状態とならないようにするために

### (1) 全ての高齢者を対象にした介護予防

介護予防について普及啓発により意識を高めるとともに、健康づくり・介護予防の自主的な活動を促進していきます。

#### ①介護予防普及啓発事業

- ・介護予防等のパンフレット作成
- ・健康大学等の講演会

#### ②地域介護予防活動支援事業

- ・健康づくり推進員等の育成支援
- ・各地域で実施している自主グループ育成支援

### (2) 要介護状態等となることの予防や悪化の防止

#### ①特定高齢者把握事業

特定高齢者の把握のため、1号被保険者を対象に生活機能に関する状態の把握を行います。

#### ②介護予防特定高齢者施策

特定高齢者に対しては、その人の状況に合わせて下記の事業を引き続き行います。

多くの人に参加しやすいように、遊びやゲームの要素を取り入れるなど、関心をもちやすいプログラムの企画、地域単位での開催、開催時間の工夫をしていきます。

- ・通所型・運動機能の向上事業
- ・通所型・栄養改善事業
- ・通所型・口腔機能向上
- ・介護予防の観点から効果が認められる事業
- ・訪問型介護予防事業
- ・介護予防特定高齢者評価事業



<口腔機能向上プログラム「嚙む・飲む健康講座」の様子>

\*\*\*「元気回復事業」\*\*\*

地域包括支援センターでは、介護予防が必要とされている方（特定高齢者）を対象に「運動器の機能向上・栄養改善・口腔機能の向上」などの介護予防プログラムへの参加を勧めています。

口腔機能向上事業では、保健・医療・福祉関係者の連携により魅力的なプログラムから参加率も高く好評となっています。



<都営住宅シルバーピア団らん室「演芸会」の様子>

\*\*\*「地域ふれあい活動」\*\*\*

都営住宅シルバーピア団らん室を利用して、周辺にお住まいの高齢者の方も含めたコミュニティづくりのため、やさしい体操教室や演芸会などを開催しています。

今後は、ふれあいサロンなども企画・展開し、閉じこもりや介護予防を推進していきます。

いつまでも元気に介護を必要とせずに暮らすために

《市民の役割・一人ひとりができること》

- ・人や家族に頼らず、自分でできることは、自分でしよう！
- ・自ら健康づくりに取り組み、健康であることを自慢のひとつにしよう！
- ・食生活は健康の基本。三食きちんととって、規則正しい生活をしよう！
- ・みんなで楽しく介護予防に取り組もう

### 第3節 介護が必要となっても安心して暮らすために

<p>《基本的考え方・目標》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ひとりの意志を尊重し、その人に適した介護サービスを提供する</li> <li>○認知症の有無に関わらず、尊厳に配慮したケアが受けられる</li> <li>○いつまでも在宅で暮らし続けられる</li> </ul>
--

要介護認定者のサービスは、「予防給付サービス」と「介護給付サービス」「地域密着型（介護予防）サービス」です。

地域密着型（介護予防）サービスは、要介護状態となっても、できる限り住み慣れた地域で生活が継続できるように身近な地域でサービスを提供するもので、サービス事業者の指定及び指導・監督は、清瀬市が行います。

図表2 介護保険サービスの種類と利用対象者

	都道府県が指定・監督を行うサービス	市町村が指定・監督を行うサービス
要支援（予防給付）	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎介護予防サービス</li> <li>【訪問サービス】</li> <li>○介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）</li> <li>○介護予防訪問入浴介護</li> <li>○介護予防訪問看護</li> <li>○介護予防訪問リハビリテーション</li> <li>○介護予防居宅療養管理指導</li> <li>○介護予防特定施設入居生活介護</li> <li>○介護予防特定福祉用具販売</li> <li>○介護予防福祉用具貸与</li> <li>【通所サービス】</li> <li>○介護予防通所介護（デイサービス）</li> <li>○介護予防通所リハビリテーション</li> <li>【短期入所サービス】</li> <li>○介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）</li> <li>○介護予防短期入所療養介護</li> <li>○介護予防住宅改修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎地域密着型介護予防サービス</li> <li>○介護予防認知症対応型通所介護</li> <li>○介護予防小規模多機能型居宅介護支援</li> <li>○介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）</li> <li>◎介護予防支援</li> </ul>
要介護（介護給付）	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎居宅サービス</li> <li>【訪問サービス】</li> <li>○訪問介護（ホームヘルプサービス）</li> <li>○訪問入浴介護</li> <li>○訪問看護</li> <li>○訪問リハビリテーション</li> <li>○居宅療養管理指導</li> <li>○特定施設入居者生活介護</li> <li>○特定福祉用具販売</li> <li>○福祉用具貸与</li> <li>【通所サービス】</li> <li>○通所介護（デイサービス）</li> <li>○通所リハビリテーション</li> <li>【短期入所サービス】</li> <li>○短期入所生活介護（ショートステイ）</li> <li>○短期入所療養介護</li> <li>○住宅改修</li> <li>◎施設サービス</li> <li>○介護老人福祉施設</li> <li>○介護老人保健施設</li> <li>○介護療養型医療施設</li> <li>◎居宅介護支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎地域密着型サービス</li> <li>○夜間対応型訪問介護</li> <li>○認知症対応型通所介護</li> <li>○小規模多機能型居宅介護支援</li> <li>○認知症対応型共同生活介護（グループホーム）</li> <li>○地域密着型特定施設入居者生活介護</li> <li>○地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護</li> </ul>

## 1. 予防給付 ～要支援者を対象とするサービス～

介護予防給付の利用率は、要支援認定者の5～6割程度と低い割合になっていることから、サービス利用を促進し、要介護度の低下を防いでいきます。

次の基本方針に基づき、予防給付サービス基盤の充実を図ります。また、各サービスの事業見込み量についてはP233～234に記載しています。

### (1) サービス提供・基盤整備の基本方針

#### ①利用者の状態像の特性を踏まえたサービス提供

日常生活がほぼ自立しており、状態の維持・改善の可能性が高い者を対象とします。利用者の状態像の特性を踏まえ、「本人のできることはできる限り本人が行う」ことを基本としたサービスとします。

#### ②ケアマネジメントを踏まえた目標指向型サービス提供

ケアプランと連動した明確な目標設定を行い、一定期間後には所期の目標が達成されたかどうか評価するという「目標指向型」のサービスとします。

#### ③利用者の個別性を踏まえた意欲を高めるサービス提供

高齢者の個別性・個性を重視するとともに、利用者の主体的な活動、参加意欲を高める総合的かつ効果的なプログラムによるサービスとします。

#### ④サービスプラン

廃用症候群予防・改善の観点から、日常生活の活発化、社会との関わりの機会の向上に資するサービスプランとします。

## 2. 介護給付 ～要介護者を対象とするサービス～

次の基本方針及び目標設定に基づき、介護給付のサービス基盤の充実を図ります。また、各サービスの事業見込み量についてはP 230～232 に記載しています。

### (1) サービス提供の基本方針

#### ①在宅ケアの充実

現状の通所系を中心としたサービス利用とともに、訪問介護や訪問による医療系サービスの利用を促進し、在宅介護の基盤の強化を図ります。

#### ②利用者の状態像の特性を踏まえたサービス提供

医療ニーズが高いなど、利用者の状態像の特性を踏まえた良質なサービスを提供するために、市の特徴である充実した医療・福祉などの関係機関との連携を図ります

#### ③利用者の個別性を踏まえた意欲を高めるサービス提供

利用者本人の意向を尊重し、介護度の維持・改善が図られるよう総合的かつ効果的なプログラムによるサービスとします。

#### ④在宅シフト

住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるよう総合的な支援を図るとともに、施設から在宅への復帰を支援します。このことを踏まえて、施設や居住系サービス利用者の割合の目標値を定めることとします。

#### ⑤要介護度の高い人を中心とした施設サービス

施設については、要介護度の高い人を中心としていきます。このことについて、以下のとおり目標値を定めます。

### (2) 基本目標（平成 26 年度）

清瀬市には、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）をはじめとした介護保険施設が 15 ヶ所あり、周辺の市と比べて、施設数が多いことが特徴です。これらの施設では、介護保険制度が始まる前から生活している市民や、他市町村から入所している人もいます。

全国的に急速に高齢化が進む中で、介護保険施設への入所を希望しているものの在宅での生活を余儀なくされている人、いわゆる待機者が課題となっています。施設が多く立地している清瀬市においても、待機者は少なくありません。

こうした現状を踏まえ、住み慣れた地域で、安心して住み続けられるように、在宅サービスの充実を図るとともに、医療機関との連携により医療系の介護サ

サービスの利用を促進していきます。また、在宅生活が困難なため、介護保険施設に入所している人が、質の高いサービスが受けられるように各施設と連携を図り、ケア体制の充実に取り組んでいきます。

なお、施設サービスの利用者数の見込みにあたっては、在宅サービスの利用割合を高めるとともに、在宅では生活が困難な要介護度が高い人を施設利用者の中心としていく観点から、平成 26 年度における目標値が国から示されています。

これらの目標もふまえつつ、本市の特性を活かしながら、在宅介護、施設介護の充実に図ります。

介護医療型療養病床については、平成 23 年度末までに他の施設等へ転換することになっています。各事業所の意向を尊重し、今後連携を取りながら計画的な転換を支援していきます。

**図表 3 介護保険施設の年度別・整備計画（累計）**

施設区分		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	施設数	7	7	7	7
	定員	534	534	534	534
介護老人保健施設	施設数	3	3	3	3
	定員	265	265	265	265
療養型医療施設	施設数	5	4	4	4
	定員	297	269	269	269
ケア付き有料老人ホーム	施設数	3	3	3	3
	定員	115	115	115	115

※介護老人福祉施設の数値には、市内 5 施設の他に市外 2 施設のベッド確保分を含む。

### 3. 地域密着型サービス

#### (1) 清瀬市における地域密着型サービスの方針

地域密着型サービスが創設された 3 期計画において想定したサービスの基盤整備が不十分でした。この背景には、サービスの内容が十分に理解されていないこと、小規模な施設が主体となるため、事業者が運営の見通しを立てにくいことなどが考えられます。これらの現状を踏まえ、事業者との連携を図りながら、サービス基盤の充実に図ります。

##### ①夜間対応型訪問介護

夜間対応型訪問介護は、20～30 万人の都市部での提供を想定していることから、本市においては、民間事業者による提供が困難であると想定されます。当面、夜間のサービス提供については、訪問介護サービスにより対応するものとします。

## ②認知症対応型通所介護

認知症の方の専用の通所介護です。現在、市内2か所の施設があります。

## ③小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護は、「通い」を中心として、利用者の様態や希望等に応じ、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせサービスを提供し、在宅での生活の継続性を支援するものです。あらたに2か所の整備を見込みます。

## ④認知症対応型共同生活介護

認知症対応型共同生活介護は、中程度の認知症状態にある要介護者が共同生活（5～9人程度）を行い、入浴・排泄・食事等の介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練等のサービスを受けられるものです。あらたに1か所の整備を見込みます。

## ⑤地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

「介護老人福祉施設」と同様のサービスが提供されますが、小規模（29人以下）となります。また、複数の小規模拠点（5名程度）が地域内で分散して提供される場合もあります。あらたに1か所の整備を見込みます。

図表4 地域密着型サービスの年度別・整備計画（累計）

施設区分		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
認知症対応型通所介護	施設数	2	2	2	2
小規模多機能型居宅介護	施設数	0	0	0	2
認知症対応型共同生活介護	施設数 (ユニット数)	2 (3)	2 (3)	3 (5)	3 (5)
	定員数	27	27	45	45
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	施設数	0	0	0	1
	定員	0	0	0	29

#### 4. 介護保険サービス基盤の充実のために

##### (1) 介護サービス事業者・従事者との連携及び支援

- 介護保険事業者連絡会（居宅・施設サービス提供事業所）等での周知・啓発や研修会の開催及び第三者評価事業の継続的推進を図ります。
- ケアマネット清瀬やヘルパー連絡会（ケアパレット）等での事例検討や研修の推進及びケアマネジャーのサービス計画作成支援研修会の開催を推進します。
- 主治医等との医療連携推進のためのマニュアル等整備、東京都の事業者情報公開システム活用により、サービスの質の確保を図ります。

##### (2) 保険者機能の役割

- 東京都の指導監督部署との連携により適切な指導監督体制の確立や計画的な実行体制の整備を進め、地域に密着した各種事業所については介護給付費の適正化（不正請求防止）の観点も含めた啓発活動や指導支援を行います。
- 介護基盤整備については、清瀬市の社会資源の状況に基づき適切な誘導整備を図ります。

##### (3) 介護給付の適正化への取り組み

- 不適切なサービスが提供されていないかの検証を行います。また、利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を図るとともに、ケアプランの点検・住宅改修等に係る事前点検・医療情報との突合などを行い、介護給付費の適正化を図ります。

##### (4) 事業所に対する指導等

- 地域密着型サービスについては、市が事業所に対する指導等を行うこととなっています。その他のサービスについては、東京都と市が連携して、実地指導などを行うほか、事業所の運営や各サービスが適正に提供されるよう事業者連絡会などと併設し集団指導なども実施していきます。

#### 介護が必要となっても安心して暮らすために

##### 《市民の役割・一人ひとりができること》

- ・自分が必要なサービスは、自分で選ぼう！
- ・押しつけサービス、自分にとって必要ないサービスは使わない。
- ・どんな情報が利用できるか、進んでキャッチしよう！



## 第4節 住み慣れた地域で安心して暮らすために

### 《基本的考え方・目標》

- ひとり暮らしや夫婦のみ高齢者世帯等も地域で安心して暮らし続けられる
- 高齢者の日常生活を地域で支える支援体制を充実する
- 地域の助け合いなど、支えられながら地域で暮らす

### 1. 地域支援事業

#### (1) 介護給付費適正化事業

サービス利用者にとって不要なサービスが提供されていないのかを検証するため、介護給付通知を利用者に送付するほか、高齢者世帯へ制度解説のパンフレット等を配布し、適正な介護サービス利用を促進していきます。

#### (2) 家族介護支援事業

高齢者を介護している家族に対して、家族介護者教室や転倒予防講座を実施します。また、アンケート調査等においても、介護家族者が抱えている負担が少なくないことから、家族介護者に対する相談や地域での連帯、支えあいなどにより支援を図っていきます。

#### (3) その他の事業

- ・成年後見制度利用支援事業
- ・福祉用具・住宅改修支援事業

### 2. 高齢者一般福祉サービス(介護保険以外の福祉サービス)

#### (1) 居宅等サービス

##### ①日常生活用具の給付等

- ・自立支援日常生活用具給付事業
- ・介護用品(紙おむつ)の支給
- ・家族介護慰労金給付事業
- ・徘徊探索サービス
- ・福祉電話事業
- ・電話料補助

##### ②住宅内での安全を支えるサービス

- ・住宅改修予防給付・住宅設備改修給付事業
- ・緊急通報システム機器の貸与

- ・火災安全システム機器の給付
- ・火災安全システムの給付
- ・寝具乾燥車の派遣
- ・家具転倒防止器具助成事業
- ・火災警報器給付事業
- ・住宅改修アドバイザー事業

### ③高齢者向け住宅

- ・高齢者住宅
- ・都営シルバーピア生活協力員派遣事業

### (2) 施設サービス

- ・養護老人ホーム
- ・ケアハウス

### (3) 社会福祉協議会で実施している事業

社会福祉協議会によるサービス提供を充実させるため、支援や連携の強化を図ります。

- ・きよせ権利擁護センター「あいねっと」の運営
- ・ふれんどサービス（有償ボランティア）
- ・ふれあいコール（安否確認）
- ・車椅子貸出
- ・交通安全杖の頒布
- ・生活福祉資金貸付事業
- ・地域福祉活動助成事業
- ・きよせボランティアセンターの運営
- ・きよせ介護サポーター事業等

### (4) 市内関係団体による高齢者の支援活動やサービス

関連団体による交流活動やサービス提供を充実させるため、団体支援や連携の強化を図ります。

- ・友愛活動（市老連）
- ・芸能大会・ゲートボール等スポーツ大会等（市老連）
- ・ミニデイサービス（情報労連等）
- ・ホームヘルプ事業（悠々の会等）
- ・移送サービス（悠々の会等）
- ・配食サービス（NPO等）
- ・会食会（聖ヨゼフ、ボランティア団体）

### 3. 安心・安全のまちづくり

#### (1) 地域の防災対策の充実

街路や公園などの都市防災機能の強化、防災行政無線の充実、防災訓練・講習会の実施等の防災対策を推進するとともに、自主防災組織の充実を促進します。

また、災害時要援護者の把握や災害時に住民同士の助け合い推進体制を築いていきます。

#### (2) 住宅の安全対策

高齢者の住宅内での事故を防ぐため、段差の解消や手すりの設置等の住宅改修を促進します。

また、火災や震災時の被害を防ぐため、火災報知器の設置、家具の転倒防止策など、広報等を通じて普及啓発を図ります。

#### (3) 交通安全対策の強化

高齢ドライバーへの安全運転の啓発パンフレットの配布、高齢者への交通安全教室の充実、反射材と高齢運転者標識（マーク）の普及、高齢運転者講習の周知・徹底等を図ります。

#### (4) 防犯対策

振り込め詐欺等にあわないように、チラシの配布等による啓発活動、警察や金融機関等の連携し、犯罪被害の防止活動を進めていきます。また、ひったくり等の犯罪の発生を防止するため、地域での声かけ運動や自主防犯活動を支援します。

#### (5) 消費者啓発

消費生活センター等の関係機関との連携により、高齢者を狙った悪徳商法などに関する情報提供、消費者相談・消費者教育の強化を図ります。

#### 住み慣れた地域で安心して暮らすために

##### 《市民の役割・一人ひとりができること》

- ・隣組、自治会を積極的に活用しよう！
- ・清瀬で生活することを誇りに思う、地域にしよう！
- ・自助を基本に、困った時は地域で助け合おう！
- ・地域ので、この街からは「孤立死」なんて一人も出さない。

## 第5節 身近な地域相談・ケア体制の構築

### 《基本的考え方・目標》

- 地域包括支援センターによるケアマネジメントを充実する
- 地域ごとに各種保健福祉活動の展開を図る
- 認知症であっても住み慣れた地域で、その人なりにふさわしい生活ができる
- 高齢者虐待をはじめとする権利擁護事業を推進する

### 1. 生活圏域の設定と地域包括支援センターの充実

#### (1) 日常生活圏の設定

本市の特徴として、①市域が狭いこと(およそ6.5km×2kmの狭長の地)、②1圏域でも地域密着サービスの配置が考えられること、③1圏域内に複数の地域包括支援センターやブランチ(在宅介護支援センター)等とのネットワーク形成により地域ケアの推進が可能であること、④市域の南側に広域利用の病院・福祉施設が多く立地し、バランス上、複数圏域が困難なこと、⑤保険料への影響が大きいこと等を勘案し、本計画期間(21~23年度)においては、市内全域を1圏域とするものとします。

図表5 地域別 高齢者数・要介護認定者数等の状況

地域	面積		人口		高齢者人口(65歳以上)			要介護認定者数		
	面積	構成比	A	構成比	B	構成比	高齢化率 B/A	C	構成比	認定率 C/B
中里	1.83km <sup>2</sup>	18.0%	11,689	16.2%	2,593	15.8%	22.20%	331	13.5%	12.77%
下宿	0.89km <sup>2</sup>	8.7%	3,353	4.6%	693	4.2%	20.70%	80	3.3%	11.54%
旭が丘	0.72km <sup>2</sup>	7.1%	6,169	8.5%	1,702	10.4%	27.60%	150	6.2%	8.81%
上清戸	0.57km <sup>2</sup>	5.6%	3,275	4.5%	657	4.0%	20.10%	98	4.0%	14.92%
中清戸	1.29km <sup>2</sup>	12.6%	8,385	11.6%	1,747	10.7%	20.80%	267	10.9%	15.28%
下清戸	1.23km <sup>2</sup>	12.1%	3,706	5.1%	647	3.9%	17.50%	73	3.0%	11.28%
元町	0.49km <sup>2</sup>	4.8%	5,808	8.0%	1,275	7.8%	22.00%	188	7.7%	14.75%
野塩	1.04km <sup>2</sup>	10.2%	7,947	11.0%	1,790	10.9%	22.50%	281	11.5%	15.70%
松山	0.63km <sup>2</sup>	6.2%	7,502	10.4%	1,710	10.4%	22.80%	273	11.2%	15.96%
竹丘	0.96km <sup>2</sup>	9.4%	11,144	15.4%	2,613	15.9%	23.40%	483	19.8%	18.48%
梅園	0.54km <sup>2</sup>	5.3%	3,438	4.7%	988	6.0%	28.70%	219	8.9%	22.17%
	10.19km <sup>2</sup>	100.0%	72,416	100.0%	16,415	100.0%	22.70%	2,443	100.0%	14.88%

平成20年10月現在

## (2) 地域包括支援センター

### ①基本機能

地域包括支援センターは次の基本機能を担います。

- ・介護予防ケアマネジメント業務
- ・総合的な相談支援業務及び権利擁護業務
- ・包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

### ②運営にあたっての留意点

チームアプローチによる運営：地域包括支援センターの業務は3つの専門職によって、相互に連携・協働しながら、チームとして実施します。

地域における様々な資源の活用：地域包括支援センターの運営にあたっては、保健・福祉・医療の専門職やボランティア等様々な関係者が相互に連携を図ります。

### ③地域包括支援センターの運営方法

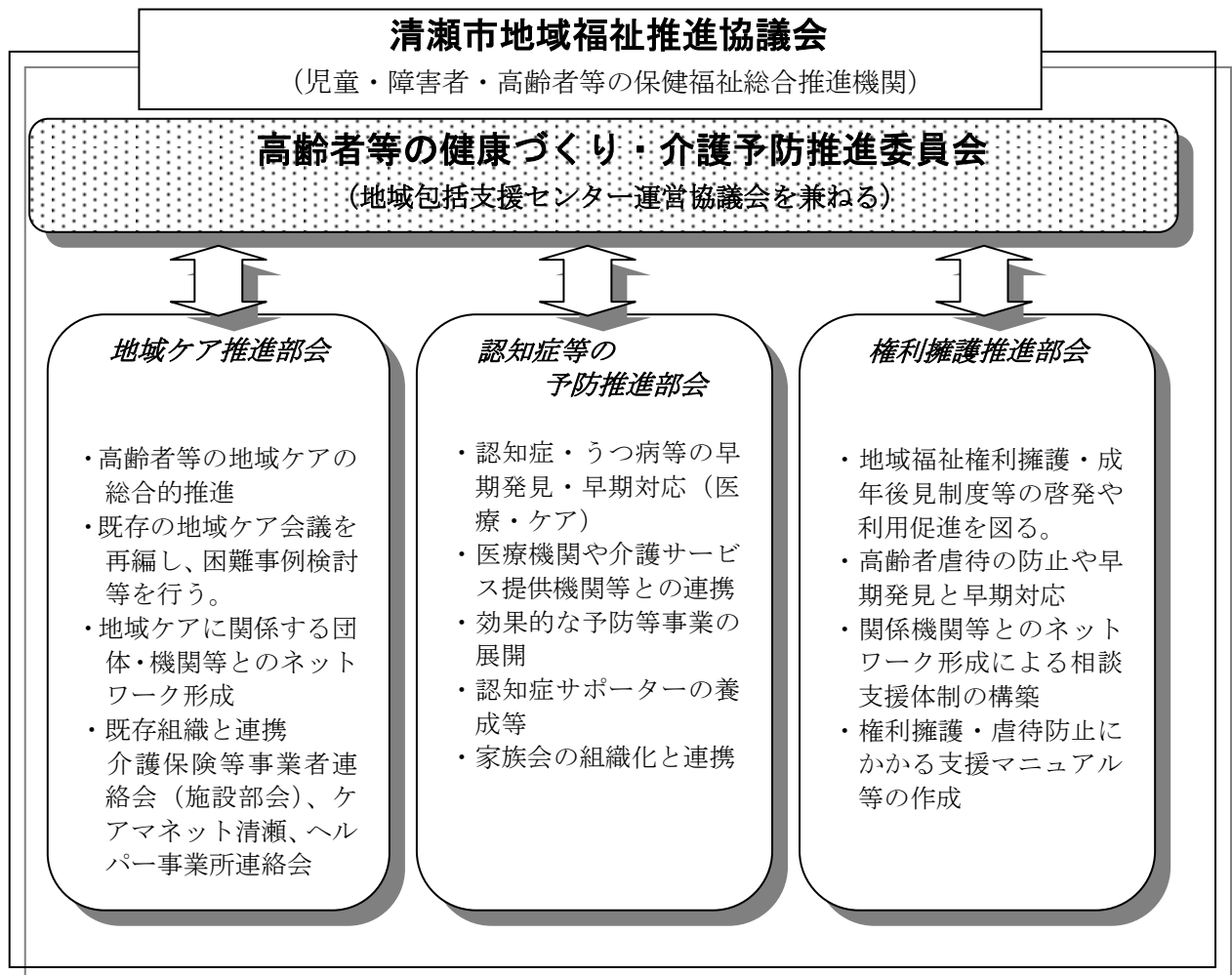
	第1	第2	第3
担当地域	中里、下宿、旭が丘	上清戸、中清戸、下清戸、元町	野塩、松山、竹丘、梅園
設置時期	平成18年4月	平成20年10月	平成21年4月
運営主体	清瀬市直営	社会福祉協議会	社会福祉法人

直営の地域包括支援センターにおいては、これまでの3年間で蓄積した経験や能力を活かし、委託の2か所への後方支援や総合的な調整等を行う基幹的な役割を果たしていくとともに在宅介護支援センターとも連携し、地域ケアの推進を図っていきます。また、高齢者虐待、困難事例への対応、認知症予防ネットワークの形成、地域包括支援センター運営協議会の事務局など、清瀬市が保険者として、市内全体の統括的な役割を担っていきます。

#### ④地域包括支援センター運営協議会

地域包括支援センターの運営方針については、地域包括支援センター運営協議会の議を経ることとし、公正・中立性を確保し、その円滑かつ適正な運営を図ります。

図表6 地域包括支援センター運営協議会と推進部会のイメージ



## 2. 地域における相談・ケア体制の構築

### (1) 総合相談

- 直営1か所、民間委託2か所の計3か所の地域包括支援センターを設置し、身近な地域での相談体制の強化を図るとともに、3か所の地域包括支援センターの連携体制を確立し、関係機関・団体等とのネットワーク体制を確立します。
- 各種対応困難事例への支援体制や実践的な事例研究会などの取り組みを継続していきます。

### (2) 地域ケアの総合的な推進

- 市民の市民による市民のための健康づくり活動、ふれあい協力員や民生委員を中心とした声かけ見守り活動、孤立死防止活動等に対する育成支援を図ります。
- 地域の力（ご近所の底力）を発掘し、社会福祉協議会やNPOをはじめ介護サービス提供機関、団体等と行政とが力を合わせるよう、協力・協働体制の確立を目指します。
- 地域ケアの推進機関の再構築と、実践的で効果的な地域ケア体制の整備を図ります。

### (3) 認知症の予防やケア体制の拡充に向けて

- 認知症高齢者等の実情把握を行い、医療・福祉の両面から認知症の早期発見と早期対応を目指します。
- 尊厳の保持を基本に、住み慣れた地域での生活の継続性、ターミナルケアまでの一貫した支援体制の確立、ケア技術の確立と標準化の推進（サービスの質の向上とチームケア体制）、認知症高齢者と家族を支える地域の仕組みづくり等の推進を図ります。
- 認知症サポート医との連携を強化します。
- 認知症サポーターの養成を積極的に推進します。

### (4) 権利擁護の推進（高齢者虐待への対応を含む）

- 高齢者・障害者の権利擁護の中心的な役割を担うきよせ権利擁護センターを中心に、地域包括支援センターや消費生活センター等との連携を促進します。
- 成年後見制度等に対する各種啓発活動や利用促進を図ります。
- 高齢者虐待の早期発見と早期対応を図るため、地域住民をはじめ関係機関等の協力協働体制の確立を図るとともに、虐待防止等の対応マニュアル等を活用し、各種啓発活動等の推進を図ります。

## (5) 苦情解決対応

- 苦情対応の基本は、迅速性と改善・解決などの結果が明確であることです。さらに、苦情対応の仕組みは、サービスの質を高めるためにも寄与していることから、サービス提供事業者をはじめ都や国保連合会とも連携して、適切に対応する体制づくりを進めていきます。

### ◇認知症サポーター100万人キャラバン…

- ・平成16年12月、「痴呆」から「認知症」へと呼称が変更され、これを契機として、厚生労働省及び民間の団体が協力して、みんなで認知症の人とその家族を支え、誰もが暮らしやすい地域を作っていく運動「認知症を知り地域を作る10ヵ年」のキャンペーンが始まりました。
- ・このキャンペーンの一環である「認知症サポーター100万人キャラバン」は、地域で暮らす認知症の人や家族を日常の生活場面において直接サポートする「認知症サポーター」を育成していく全国的な取り組みです。

### ◇認知症サポーターとは…

- ・認知症サポーター養成講座を受けた人を「認知症サポーター」と呼びます。
- ・講座を通じて認知症の正しい知識やつきあい方を理解し、自分のできる範囲で認知症の人を支援するのが認知症サポーターです。
- ・友人や家族に講座で学んだ知識を伝えていく、認知症の人や家族の気持ちを理解するよう努めるといったことも、サポーターとして大切なことです。また、商店・交通機関等、働く場で、自分のできる範囲で手助けをするなど、いろいろなかわり方があります。

### ◇認知症サポーター養成講座とは…

- ・「認知症サポーター養成講座基準」に沿って、「キャラバン・メイト※」が地域や職域団体等で行う住民講座・ミニ学習会などのことを、「認知症サポーター養成講座」と呼びます。認知症サポーター養成講座は、都道府県・市町村等の自治体や職域団体・企業、町会・自治会等と「キャラバン・メイト」の協働で行われ、養成講座を受講した人が、「認知症サポーター」となります。

- ※「キャラバン・メイト」とは、認知症サポーターの講師役で、所定の研修を修了した人のことです。
- ・なお、講座を修了すると、認知症を支援するサポーターの「目印」として、オレンジ色のブレスレット「オレンジリング」が渡されます。



出所：東京都福祉保健局ホームページ

## 地域の相談・ケア体制の構築について

### 《市民の役割・一人ひとりができること》

- ・地域包括支援センターってどんなところか聞いてみよう！
- ・困った時は、地域包括支援センターに相談しよう！
- ・地域包括支援センターや市を、自分や家族の相談役にしよう！